

2019年9月13日

LASHIC少額短期保険株式会社

令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害により被災された皆様へ

このたびの災害により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。
弊社では、下記相談窓口にてご契約者様からのお問い合わせ、ご相談などを承っておりますのでご案内申し上げます。また、災害救助法適用地域のご契約者様を対象に、下記の特別処置を実施致します。これらの処置の適用をご希望のお客様は 下記相談窓口までお申し出ください。

記

令和元年台風第15号の影響による停電に伴う災害救助法の適用について
(災害救助法適用地域の特別処置)

1. 保険料払込猶予期間の延長 : お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料の払込を猶予する期間を6ヶ月延長致します。
2. 保険金・給付金の請求手続きの簡素化 : お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いを致します。
3. 今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

【千葉県】

千葉市 (ちばし)	富里市 (とみさとし)
中央区 (ちゅうおうく)	南房総市 (みなみぼうそうし)
花見川区 (はなみがわく)	匝瑳市 (そうさし)
稲毛区 (いなげく)	香取市 (かとりし)
若葉区 (わかばく)	山武市 (さんむし)
緑区 (みどりく)	いすみ市 (いすみし)
銚子市 (ちょうしし)	大網白里市 (おおあみしらさとし)
館山市 (たてやまし)	印旛郡酒々井町 (いんぱぐんしすいまち)
木更津市 (きさらづし)	印旛郡栄町 (いんぱぐんさかえまち)
茂原市 (もばらし)	香取郡神崎町 (かとりぐんこうざきまち)
成田市 (なりたし)	香取郡多古町 (かとりぐんたこまち)
佐倉市 (さくらし)	香取郡東庄町 (かとりぐんとうのしょうまち)
東金市 (とうがねし)	山武郡九十九里町 (さんぶぐんくじゅうくりまち)
旭市 (あさひし)	山武郡芝山町 (さんぶぐんしばやままち)
勝浦市 (かつうらし)	山武郡横芝光町 (さんぶぐんよこしばひかりまち)
市原市 (いちほらし)	長生郡一宮町 (ちょうせいぐんいちのみやまち)
鴨川市 (かもがわし)	長生郡睦沢町 (ちょうせいぐんむつざわまち)
君津市 (きみつし)	長生郡長生村 (ちょうせいぐんちょうせいむら)
富津市 (ふつつし)	長生郡白子町 (ちょうせいぐんしらこまち)
四街道市 (よつかいどうし)	長生郡長柄町 (ちょうせいぐんながらまち)
袖ヶ浦市 (そでがうらし)	長生郡長南町 (ちょうせいぐんちょうなんまち)
八街市 (やちまたし)	夷隅郡大多喜町 (いすみぐんおおたきまち)
印西市 (いんざいし)	安房郡鋸南町 (あわぐんきよなんまち)

L A S H I C少額短期保険株式会社

03-6712-6436

受付時間 9:00~17:00

※土・日・祝日・年末年始休業期間を除く
以上